

分析結果報告書

日本メンテナンス株式会社
大阪府北区 番 14 号

試験責任者 戸上 聡

試料名:	竹野
採取場所:	防災センター 1-1 (中村)
試料の種類:	浄水
採取日:	令和6年4月15日
採取時刻:	09:25
分析項目:	下記9項目
分析日:	令和6年4月15日 ~ 令和6年4月26日
採取者:	依頼者サンプリング
気温:	19.5 °C : 水 温 : 16.0 °C

項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値
1 一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18 テトラクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	35 銅及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下
2 大腸菌	不検出	検出されないこと	19 トリクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	36 ナトリウム及びその化合物	―― mg/L	200mg/L以下
3 カドミウム及びその化合物	―― mg/L	0.003mg/L以下	20 ベンゼン	―― mg/L	0.01mg/L以下	37 マンガン及びその化合物	―― mg/L	0.05mg/L以下
4 水銀及びその化合物	―― mg/L	0.0005mg/L以下	21 塩素酸	―― mg/L	0.6mg/L以下	38 塩化物イオン	4.1 mg/L	200mg/L以下
5 セレン及びその化合物	―― mg/L	0.01mg/L以下	22 クロロ酢酸	―― mg/L	0.02mg/L以下	39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	―― mg/L	300mg/L以下
6 鉛及びその化合物	―― mg/L	0.01mg/L以下	23 クロロホルム	―― mg/L	0.06mg/L以下	40 蒸発残留物	―― mg/L	500mg/L以下
7 ヒ素及びその化合物	―― mg/L	0.01mg/L以下	24 ジクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	41 陰イオン界面活性剤	―― mg/L	0.2mg/L以下
8 六価クロム化合物	―― mg/L	0.02mg/L以下	25 ジプロモクロロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	42 ジェオスミン	―― mg/L	0.00001mg/L以下
9 亜硝酸態窒素	―― mg/L	0.04mg/L以下	26 臭素酸	―― mg/L	0.01mg/L以下	43 2-メチルイソボルネオール	―― mg/L	0.00001mg/L以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	―― mg/L	0.01mg/L以下	27 総トリハロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	44 非イオン界面活性剤	―― mg/L	0.02mg/L以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	―― mg/L	10mg/L以下	28 トリクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	45 フェノール類	―― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12 フッ素及びその化合物	―― mg/L	0.8mg/L以下	29 プロモジクロロメタン	―― mg/L	0.03mg/L以下	46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13 ホウ素及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	30 プロモホルム	―― mg/L	0.09mg/L以下	47 pH値	7.23	5.8以上8.6以下
14 四塩化炭素	―― mg/L	0.002mg/L以下	31 ホルムアルデヒド	―― mg/L	0.08mg/L以下	48 味	異常なし	異常でないこと
15 1,4-ジオキサン	―― mg/L	0.05mg/L以下	32 亜鉛及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	49 臭気	異常なし	異常でないこと
16 1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	―― mg/L	0.04mg/L以下	33 アルミニウム及びその化合物	―― mg/L	0.2mg/L以下	50 色度	1 度 未満	5度以下であること
17 ジクロロメタン	―― mg/L	0.02mg/L以下	34 鉄及びその化合物	―― mg/L	0.3mg/L以下	51 濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素	0.4 mg/L	(※は、採取者測定)	――	――	――	――	――	――
――	――	――	――	――	――	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」		
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。							

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	18 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	9.1 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	6.94	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		1.0 mg/L	(*は、採取者測定)		―――	―――			―――	―――		
―――		―――			―――	―――			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること		18	テトラクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと		19	トリクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	---	mg/L	200mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	---	mg/L	0.003mg/L以下	20	ベンゼン	---	mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	---	mg/L	0.05mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	---	mg/L	0.0005mg/L以下	21	塩素酸	---	mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	9.1	mg/L	200mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	---	mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	---	mg/L	300mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロホルム	---	mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	---	mg/L	500mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	---	mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	---	mg/L	0.2mg/L以下			
8	六価クロム化合物	---	mg/L	0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	---	mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000003	mg/L	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	---	mg/L	0.04mg/L以下	26	臭素酸	---	mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001	mg/L 未満	0.00001mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	---	mg/L	0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	---	mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	---	mg/L	0.02mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	---	mg/L	10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	---	mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	---	mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	---	mg/L	0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	---	mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4	mg/L	3mg/L以下			
13	ホウ素及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	30	プロモホルム	---	mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	6.93		5.8以上8.6以下			
14	四塩化炭素	---	mg/L	0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	---	mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし		異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	---	mg/L	0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし		異常でないこと			
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	---	mg/L	0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	---	mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1度 未満		5度以下であること			
17	ジクロロメタン	---	mg/L	0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	---	mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1度 未満		2度以下であること			
*遊離残留塩素		0.8	mg/L	(注、採取者測定)		---	---			---	---						
---		---			---	---				検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。															

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	11.3 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.06	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	2,4,6-トリクロロエチレン及び1,2,3,4,6-ペンタクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.9 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値
1 一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18 テトラクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	35 銅及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下
2 大腸菌	不検出	検出されないこと	19 トリクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	36 ナトリウム及びその化合物	―― mg/L	200mg/L以下
3 カドミウム及びその化合物	―― mg/L	0.003mg/L以下	20 ベンゼン	―― mg/L	0.01mg/L以下	37 マンガン及びその化合物	―― mg/L	0.05mg/L以下
4 水銀及びその化合物	―― mg/L	0.0005mg/L以下	21 塩素酸	―― mg/L	0.6mg/L以下	38 塩化物イオン	11.2 mg/L	200mg/L以下
5 セレン及びその化合物	―― mg/L	0.01mg/L以下	22 クロロ酢酸	―― mg/L	0.02mg/L以下	39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	―― mg/L	300mg/L以下
6 鉛及びその化合物	―― mg/L	0.01mg/L以下	23 クロロホルム	―― mg/L	0.06mg/L以下	40 蒸発残留物	―― mg/L	500mg/L以下
7 ヒ素及びその化合物	―― mg/L	0.01mg/L以下	24 ジクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	41 陰イオン界面活性剤	―― mg/L	0.2mg/L以下
8 六価クロム化合物	―― mg/L	0.02mg/L以下	25 ジプロモクロロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	42 ジェオスミン	―― mg/L	0.00001mg/L以下
9 亜硝酸態窒素	―― mg/L	0.04mg/L以下	26 臭素酸	―― mg/L	0.01mg/L以下	43 2-メチルイソボルネオール	―― mg/L	0.00001mg/L以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	―― mg/L	0.01mg/L以下	27 総トリハロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	44 非イオン界面活性剤	―― mg/L	0.02mg/L以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	―― mg/L	10mg/L以下	28 トリクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	45 フェノール類	―― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12 フッ素及びその化合物	―― mg/L	0.8mg/L以下	29 ブロモジクロロメタン	―― mg/L	0.03mg/L以下	46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13 ホウ素及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	30 プロモホルム	―― mg/L	0.09mg/L以下	47 pH値	7.02	5.8以上8.6以下
14 四塩化炭素	―― mg/L	0.002mg/L以下	31 ホルムアルデヒド	―― mg/L	0.08mg/L以下	48 味	異常なし	異常でないこと
15 1,4-ジオキサン	―― mg/L	0.05mg/L以下	32 亜鉛及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	49 臭気	異常なし	異常でないこと
16 1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	―― mg/L	0.04mg/L以下	33 アルミニウム及びその化合物	―― mg/L	0.2mg/L以下	50 色度	1 度 未満	5度以下であること
17 ジクロロメタン	―― mg/L	0.02mg/L以下	34 鉄及びその化合物	―― mg/L	0.3mg/L以下	51 濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
遊離残留塩素	0.7 mg/L	()は、採取者測定	――	――		――	――	
――	――		――	――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」		

判定

上記検査結果について、水質基準に適合。

分析結果報告書

日本メンテナンス株式会社
大阪市北区 番14号

試料名:	畑川 実勢系		
採取場所:	実勢区消防団詰所		
試料の種類:	浄水		
採取日:	令和6年4月15日		
採取時刻:	09:00		
分析項目:	下記9項目		
分析日:	令和6年4月15日 ~ 令和6年4月26日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	20.0 °C	; 水	温: 17.0 °C

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	11.7 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.00	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		1.0 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L		0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L		0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L		200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L		0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L		0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	11.9 mg/L		200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L		0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L		300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L		0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L		500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L		0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L		0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L		0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000008 mg/L		0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L		0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L		0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L		0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L		0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L		フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L		0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L		3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L		0.09mg/L以下	47	pH値	7.04		5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L		0.08mg/L以下	48	味	異常なし		異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし		異常でないこと
16	2,4,6-トリクロロエチレン及び1,2,3-トリクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L		0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満		5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L		0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満		2度以下であること
*遊離残留塩素		1.1 mg/L		（※は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――		
―――		―――				―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。												

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	11.4 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.03	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.9 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.2 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	6.79	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.7 mg/L	(*は、採取者測定)		―――	―――			―――	―――		
―――		―――			―――	―――			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	10.2 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.26	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		1.0 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること		18	テトラクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと		19	トリクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	---	mg/L	200mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	---	mg/L	0.003mg/L以下	20	ベンゼン	---	mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	---	mg/L	0.05mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	---	mg/L	0.0005mg/L以下	21	塩素酸	---	mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.1	mg/L	200mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	---	mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	---	mg/L	300mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロホルム	---	mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	---	mg/L	500mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	---	mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	---	mg/L	0.2mg/L以下			
8	六価クロム化合物	---	mg/L	0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	---	mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	---	mg/L	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	---	mg/L	0.04mg/L以下	26	臭素酸	---	mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	---	mg/L	0.00001mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	---	mg/L	0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	---	mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	---	mg/L	0.02mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	---	mg/L	10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	---	mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	---	mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	---	mg/L	0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	---	mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4	mg/L	3mg/L以下			
13	ホウ素及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	30	プロモホルム	---	mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.08		5.8以上8.6以下			
14	四塩化炭素	---	mg/L	0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	---	mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし		異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	---	mg/L	0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし		異常でないこと			
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	---	mg/L	0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	---	mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1度未満		5度以下であること			
17	ジクロロメタン	---	mg/L	0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	---	mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1度未満		2度以下であること			
*遊離残留塩素		0.2 mg/L	（*は、採取者測定）		---		---		---		---		---				
---		---		---		---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。															

項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値
1 一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18 テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35 銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2 大腸菌	不検出	検出されないこと	19 トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36 ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3 カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	20 ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37 マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4 水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	21 塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38 塩化物イオン	5.4 mg/L	200mg/L以下
5 セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	22 クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6 鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23 クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40 蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7 ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24 ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41 陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8 六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	25 ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42 ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9 亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	26 臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43 2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	27 総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44 非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	28 トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45 フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12 フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	29 プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L	3mg/L以下
13 ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	30 プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47 pH値	7.55	5.8以上8.6以下
14 四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	31 ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48 味	異常なし	異常でないこと
15 1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	32 亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49 臭気	異常なし	異常でないこと
16 2,4,6-トリクロロエチレン及び1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	33 アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50 色度	1 度 未満	5度以下であること
17 ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	34 鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51 濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素	1.0 mg/L	(注：採取者測定)	―――	―――		―――	―――	
―――	―――		―――	―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」		
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。							

項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値
1 一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18 テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35 銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2 大腸菌	不検出	検出されないこと	19 トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36 ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3 カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	20 ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37 マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4 水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	21 塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38 塩化物イオン	5.1 mg/L	200mg/L以下
5 セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	22 クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6 鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23 クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40 蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7 ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24 ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41 陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8 六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	25 ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42 ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9 亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	26 臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43 2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	27 総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44 非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	28 トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45 フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12 フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	29 プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13 ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	30 プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47 pH値	7.32	5.8以上8.6以下
14 四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	31 ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48 味	異常なし	異常でないこと
15 1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	32 亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49 臭気	異常なし	異常でないこと
16 1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	33 アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50 色度	1 度 未満	5度以下であること
17 ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	34 鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51 濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素	0.8 mg/L	(※は、採取者測定)	―――	―――		―――	―――	
―――	―――		―――	―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」		
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。							

分析結果報告書

試料名:	梅田中央		
採取場所:	鎌谷奥公民館		
試料の種類:	浄水		
採取日:	令和6年4月15日		
採取時刻:	10:40		
分析項目:	下記9項目		
分析日:	令和6年4月15日 ~ 令和6年4月26日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	15.5 °C ; 水	温:	16.0 °C

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	9.0 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.27	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		1.0 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

試料名:	東又
採取場所:	東又公民館
試料の種類:	浄水
採取日:	令和6年4月15日
採取時刻:	10:55
分析項目:	下記9項目
分析日:	令和6年4月15日 ~ 令和6年4月26日
採取者:	依頼者サンプリング
気温:	17.0 ℃ ; 水温: 16.0 ℃

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	4.0 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	6.04	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.9 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値
1 一般細菌	0 /mL	1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18 テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35 銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2 大腸菌	不検出	検出されないこと	19 トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36 ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3 カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	20 ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37 マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4 水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	21 塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38 塩化物イオン	5.5 mg/L	200mg/L以下
5 セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	22 クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6 鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23 クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40 蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7 ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24 ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41 陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8 六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	25 ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42 ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9 亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	26 臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43 2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	27 総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44 非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	28 トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45 フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12 フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	29 ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13 ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	30 ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47 pH値	7.19	5.8以上8.6以下
14 四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	31 ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48 味	異常なし	異常でないこと
15 1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	32 亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49 臭気	異常なし	異常でないこと
16 2,4,6-トリクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	33 アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50 色度	1 度 未満	5度以下であること
17 ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	34 鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51 濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素	0.8 mg/L	(※は、採取者測定)	―――	―――		―――	―――	
―――	―――		―――	―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」		
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。							

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.2 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.19	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.9 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値
1 一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18 テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35 銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2 大腸菌	不検出	検出されないこと	19 トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36 ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3 カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	20 ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37 マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4 水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	21 塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38 塩化物イオン	6.0 mg/L	200mg/L以下
5 セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	22 クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6 鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23 クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40 蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7 ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24 ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41 陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8 六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	25 ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42 ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9 亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	26 臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43 2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	27 総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44 非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	28 トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45 フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12 フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	29 プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下
13 ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	30 プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47 pH値	7.68	5.8以上8.6以下
14 四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	31 ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48 味	異常なし	異常でないこと
15 1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	32 亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49 臭気	異常なし	異常でないこと
16 2,4,6-トリクロロエチレン及び2,4,6-トリクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	33 アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50 色度	1 度 未満	5度以下であること
17 ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	34 鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51 濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素	0.9 mg/L	(※は、採取者測定)	―――	―――		―――	―――	
―――	―――		―――	―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」		
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。							

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.0 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.47	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.9 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.1 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.39	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.6 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.7 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.79	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		1.0 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.1 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.31	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	2,4,6-トリクロロエチレン及び1,1,2,2-テトラクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.7 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値
1 一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18 テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35 銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2 大腸菌	不検出	検出されないこと	19 トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36 ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3 カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	20 ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37 マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4 水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	21 塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38 塩化物イオン	9.9 mg/L	200mg/L以下
5 セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	22 クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6 鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23 クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40 蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7 ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24 ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41 陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8 六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	25 ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42 ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9 亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	26 臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43 2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	27 総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44 非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	28 トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45 フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12 フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	29 プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13 ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	30 プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47 pH値	7.14	5.8以上8.6以下
14 四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	31 ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48 味	異常なし	異常でないこと
15 1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	32 亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49 臭気	異常なし	異常でないこと
16 2,4,6-トリクロロエチレン及び1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	33 アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50 色度	1 度 未満	5度以下であること
17 ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	34 鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51 濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素	0.8 mg/L	(※は、採取者測定)	―――	―――		―――	―――	
―――	―――		―――	―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」		
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。							

項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	---	mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	---	mg/L	0.003mg/L以下	20	ベンゼン	---	mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	---	mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	---	mg/L	0.0005mg/L以下	21	塩素酸	---	mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.4	mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	---	mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	---	mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロホルム	---	mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	---	mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	---	mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	---	mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	---	mg/L	0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	---	mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	---	mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	---	mg/L	0.04mg/L以下	26	臭素酸	---	mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	---	mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	---	mg/L	0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	---	mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	---	mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	---	mg/L	10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	---	mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	---	mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	---	mg/L	0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	---	mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3	mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	---	mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.12		5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	---	mg/L	0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	---	mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし		異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	---	mg/L	0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし		異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	---	mg/L	0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	---	mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1度	未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	---	mg/L	0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	---	mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1度	未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.9 mg/L	(*は、採取者測定)		---					---				
---		---			---					検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。												

分析結果報告書

日本メンテナンス株式会社
大阪市北区 番14号

試験責任者 戸上 聡

試料名:	丹波中央 わらび系		
採取場所:	北久保公民館		
試料の種類:	浄水		
採取日:	令和6年4月15日		
採取時刻:	10:28		
分析項目:	下記9項目		
分析日:	令和6年4月15日 ~ 令和6年4月26日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	19.0 °C	:水	温: 17.5 °C

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	9.5 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.20	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		1.0 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	7.2 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.41	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.7 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値
1 一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18 テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35 銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2 大腸菌	不検出	検出されないこと	19 トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36 ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3 カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	20 ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37 マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4 水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	21 塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38 塩化物イオン	7.1 mg/L	200mg/L以下
5 セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	22 クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6 鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23 クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40 蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7 ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24 ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41 陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8 六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	25 ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42 ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9 亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	26 臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43 2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	27 総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44 非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	28 トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45 フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12 フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	29 ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13 ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	30 ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47 pH値	7.42	5.8以上8.6以下
14 四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	31 ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48 味	異常なし	異常でないこと
15 1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	32 亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49 臭気	異常なし	異常でないこと
16 1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	33 アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50 色度	1 度 未満	5度以下であること
17 ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	34 鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51 濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
遊離残留塩素	0.7 mg/L	()は、採取者測定	―――	―――		―――	―――	
―――	―――		―――	―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」		

判 定
上記検査結果について、水質基準に適合。

分析結果報告書

項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値
1 一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18 テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35 銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2 大腸菌	不検出	検出されないこと	19 トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36 ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3 カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	20 ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37 マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4 水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	21 塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38 塩化物イオン	6.7 mg/L	200mg/L以下
5 セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	22 クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6 鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23 クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40 蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7 ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24 ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41 陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8 六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	25 ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42 ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9 亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	26 臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43 2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	27 総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44 非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	28 トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45 フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12 フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	29 ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13 ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	30 ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47 pH値	7.24	5.8以上8.6以下
14 四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	31 ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48 味	異常なし	異常でないこと
15 1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	32 亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49 臭気	異常なし	異常でないこと
16 ジエチル、2-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	33 アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50 色度	1 度 未満	5度以下であること
17 ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	34 鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51 濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素	0.6 mg/L	(※は、採取者測定)	―――	―――		―――	―――	
―――	―――		―――	―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」		
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。							

分析結果報告書

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	7.2 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.41	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.6 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値
1 一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18 テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35 銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2 大腸菌	不検出	検出されないこと	19 トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36 ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3 カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	20 ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37 マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4 水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	21 塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38 塩化物イオン	7.3 mg/L	200mg/L以下
5 セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	22 クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6 鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23 クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40 蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7 ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24 ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41 陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8 六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	25 ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42 ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9 亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	26 臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43 2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	27 総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44 非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	28 トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45 フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12 フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	29 ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13 ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	30 ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47 pH値	7.24	5.8以上8.6以下
14 四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	31 ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48 味	異常なし	異常でないこと
15 1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	32 亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49 臭気	異常なし	異常でないこと
16 1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	33 アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50 色度	1 度 未満	5度以下であること
17 ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	34 鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51 濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素	0.8 mg/L	(※は、採取者測定)	―――	―――		―――	―――	
―――	―――		―――	―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」		
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。							

項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値
1 一般細菌	0 /mL	1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18 テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35 銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2 大腸菌	不検出	検出されないこと	19 トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36 ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3 カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	20 ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37 マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4 水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	21 塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38 塩化物イオン	8.1 mg/L	200mg/L以下
5 セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	22 クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6 鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23 クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40 蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7 ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24 ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41 陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8 六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	25 ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42 ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9 亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	26 臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43 2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	27 総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44 非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	28 トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45 フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12 フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	29 ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13 ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	30 ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47 pH値	7.32	5.8以上8.6以下
14 四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	31 ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48 味	異常なし	異常でないこと
15 1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	32 亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49 臭気	異常なし	異常でないこと
16 ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	33 アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50 色度	1 度 未満	5度以下であること
17 ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	34 鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51 濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素	0.8 mg/L	(※は、採取者測定)	―――	―――		―――	―――	
―――	―――		―――	―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」		
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。							

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.8 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.48	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.7 mg/L	（※は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										